

社会教育委員の会議 次第

- ◆ 開催日時：平成 29 年 7 月 24 日（月）午後 2 時
 - ◆ 開催場所：保谷庁舎 3 階 会議室

教育長 あいさつ

委嘱状及び任命書の交付

議 事

- （１）正副議長の選出について
- （２）会議の運営について
- （３）社会教育委員の活動について
- （４）その他

【配 布 資 料】

- 資料 1 西東京市社教育委員設置条例
- 資料 2 西東京市社会教育委員会議規則
- 資料 3-1 西東京市市民参加条例
- 資料 3-2 西東京市市民参加条例施行規則
- 資料 4 西東京市社会教育委員の会議傍聴要領
- 資料 5 西東京市社会教育委員についての参考資料
- 資料 6 西東京市社会教育委員の会議活動報告（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）
- 資料 7 西東京市社会教育委員の会議活動予定（平成 29 年 4 月～平成 31 年 6 月）案
- 資料 8 西東京市社会教育委員の会議提言等一覧
- 資料 9-1 平成 28 年度西東京市公民館事業実績報告書（事前送付）
- 資料 9-2 平成 29 年度西東京市公民館事業計画（事前送付）
- 資料 9-3 平成 28 年度西東京市図書館事業実績報告書（事前送付）
- 資料 9-4 平成 29 年度図書館事業計画（事前送付）

○西東京市社会教育委員設置条例

西東京市社会教育委員設置条例

平成13年 6 月29日

条例第200号

改正 平成26年 3 月31日 条例第12号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき西東京市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数及び委嘱の基準)

第2条 委員の定数は、13人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事由があるときは、その任期中であつても解嘱することができる。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別の事項につき必要があるときは、第2条第1項の規定にかかわらず臨時に委員を委嘱することができる。

2 前項の委員は、その任務が終ったとき解嘱するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成26年 3 月31日 条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市社会教育委員設置条例(以下「旧条例」という。)の規定による社会教育委員である者は、この条例による改正後の西東京市社会教育委員設置条例の規定による社会教育委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による社会教育委員の残任期間とする。

○西東京市社会教育委員会議規則

西東京市社会教育委員会議規則

平成13年 6 月 26 日

教委規則第49号

改正 平成19年 6 月 29 日教委規則第12号

(設置)

第1条 西東京市社会教育委員の会議（以下「会議」という。）については、この規則に定めるところによる。

(議長及び副議長)

第2条 会議に西東京市社会教育委員（以下「委員」という。）の互選による議長1名及び副議長1名を置く。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、この職務を行う。

(招集)

第3条 会議は、議長が招集する。

(部会)

第4条 議長は、会議において必要と認めるときは、専門の部会を置くことができる。

2 前項の部会は、議長の定める日までに会議に対して、必要な事項を会議に報告しなければならない。

(会議)

第5条 会議は委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育部社会教育課が処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月 29 日教委規則第12号）

この規則は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

○西東京市市民参加条例

西東京市市民参加条例

平成14年10月 1 日

条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 市民参加の方法

第1節 市民参加手続の設定等（第6条）

第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募（第7条―第12条）

第3節 市民意見提出手続制度（第13条―第16条）

第4節 市民説明会（第17条―第20条）

第5節 市民ワークショップ（第21条・第22条）

第6節 市民投票（第23条）

第7節 その他の手続（第24条）

第3章 市民参加事業の見直し（第25条）

第4章 条例の見直し（第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

私たち市民は、これまで両市が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識と経験を活かし、一人ひとりが輝くまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。

地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。

市民が、まちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加を更に発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが必要です。

私たちは、このような認識のもと、市との信頼関係に基づく協働を進め、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市（以下「市」という。）の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の

発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。
- (5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。
- (6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。

(基本原則)

第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) すべての市民が参加することができるものとする。
- (2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。
- (3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。
- (4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。

- 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。
- 3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。

- 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。

- 3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。

第2章 市民参加の方法

第1節 市民参加手続の設定等

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程（以下「政策形成過程」という。）において、次節から第7節までに定める市民参加の手続（以下「市民参加手続」という。）のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定
 - (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定
 - (3) 市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定
 - (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定
 - (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの
- 2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条項又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条項については、市民参加手続を設定しない。
- 3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。
- 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。

第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募

(附属機関等)

第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。

- 2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。

(会議公開の原則)

第8条 実施機関は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開しなければ

ならない。ただし、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。

2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

（会議録の作成及び公開）

第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、これを公開しなければならない。

3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

（市民公募）

第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。

（附属機関等の構成員）

第11条 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。

（附属機関等の構成員等の公開）

第12条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年1回公開するものとする。

第3節 市民意見提出手続制度

（市民意見提出手続の実施）

第13条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等（以下「意見等」という。）を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第16条までに定める手続（以下「市民意見提出手続」という。）を実施する。

（実施の公表）

第14条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。

（意見等の提出方法等）

第15条 実施機関は、市民の意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。

2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。

（検討結果の公開）

第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

（1） 提出された意見等の内容

（2） 提出された意見等の検討結果及びその理由

第4節 市民説明会

（市民説明会の開催）

第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり（以下「市民説明会」という。）を開催する。

（開催日時等の事前公表）

第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

（資料の充実）

第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。

（開催記録の作成及び公開）

第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。

第5節 市民ワークショップ

（市民ワークショップの開催）

第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり（以下「市民ワークショップ」という。）を開催する。

第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。

第6節 市民投票

（市民投票の実施）

第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

第7節 その他の手続

（その他の市民参加手続の設定）

第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

第3章 市民参加事業の見直し

(見直し段階における市民参加手続)

第25条 実施機関は、政策形成過程において市民参加手続を実施したものについては、見直し段階においても市民参加手続を実施し、その結果を公表するものとする。ただし、第6条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第4章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認める場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に案の策定に着手している計画、条例等であって、第2章に定める市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。

○西東京市市民参加条例施行規則

西東京市市民参加条例施行規則

平成14年10月 1 日

規則第51号

改正 平成16年 4 月30日規則第21号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 附属機関等の会議の公開（第 2 条―第 8 条）
- 第 3 章 附属機関等の構成員の市民公募（第 9 条―第14条）
- 第 4 章 市民意見提出手続制度（第15条）
- 第 5 章 市民説明会（第16条―第18条）
- 第 6 章 雑則（第19条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、西東京市市民参加条例（平成14年西東京市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 附属機関等の会議の公開

（事前公表事項）

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の規定により事前に公表する事項は、次のとおりとする。

- （1）開催日時
- （2）開催場所
- （3）議題
- （4）傍聴人数
- （5）担当課
- （6）連絡先

（傍聴）

第 3 条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し出なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録作成の基本方針）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の会議録は、あらかじめ当該附属機関等に諮ったうえ、次

に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
 - (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
 - (3) 会議内容の要点記録
- (会議録の記載事項)

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 会議資料の名称
- (7) 記録方法
- (8) 会議内容

2 会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決した場合は、この限りでない。

(会議録の標準様式)

第6条 会議録は、様式第1号により作成するものとする。ただし、会議の種類に応じて、適宜変更できるものとする。

(会議資料の添付)

第7条 会議資料があるときは、これを会議録に添付するものとする。

(会議録の公開の方法)

第8条 条例第9条第2項の規定による公開は、広く市民の閲覧に供するため、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

第3章 附属機関等の構成員の市民公募

(市民公募の基本原則)

第9条 条例第10条の市民公募枠の対象者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者に限る。

2 公募する場合の市民の人数は、原則として2人以上とする。

(重複選任の防止)

第10条 既に他の附属機関等の委員の職にある者は、原則として選任しない。ただし、附属機関等相互間の審議の効率的な執行並びに専門性及び継続性の確保の観点から市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(市民公募の周知)

第11条 市長は、市民公募をしようとする場合は、附属機関等の設置の趣旨及び目的、所掌事項等を明確にしたうえで、市報等により市民に周知して、幅広く市民の参加を得られるよう配慮するものとする。

（委員の選考方法）

第12条 応募のあった市民の中から条例第11条の附属機関等の構成員を選考する場合は、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会における構成員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的にあった方法を選択するものとする。

（1）論文、作文等による選考

（2）面接選考

（3）書類審査

（4）抽選

3 選考方法については、あらかじめ募集・選考要領を策定のうえ公開し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するものとする。

（定員に満たない場合等の取扱い）

第13条 前2条の規定にかかわらず、定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任依頼等により適切に対応するものとする。

（附属機関等の構成員等の公開）

第14条 条例第12条の規定による公開は、当該年度分について情報公開コーナーに据え置く等により行うものとする。

第4章 市民意見提出手続制度

（事前公表事項）

第15条 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）事案の名称及び内容

（2）事案の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料

（3）意見等の提出先、提出方法及び提出期間

（4）意見等を提出することができる者の範囲

（5）検討結果等の公表予定時期

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第5章 市民説明会

（事前公表事項）

第16条 市民説明会の開催日時等の事前公表については、第2条の規定を準用する。

（市民説明会の開催記録事項）

第17条 条例第20条の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民説明会の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 資料の名称
- (7) 内容

(開催記録の標準様式)

第18条 開催記録は、様式第2号により作成するものとする。ただし、市民説明会の内容に応じて、適宜変更できるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

(第6条関係)

様式第2号

(第18条関係)

西東京市社会教育委員の会議傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市社会教育委員の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を勘案して会議の議長が定める。

第3 傍聴人の決定

会議を傍聴しようとする者は、西東京市社会教育委員の会議傍聴届(様式第1号)に住所、氏名及び年齢等を記入の上、会議会場入口に設置する受付(以下「受付」という。)に提出しなければならない。

- 2 傍聴人は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で決する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第6の規定により撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者を除く。
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第6 撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7 職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

様式第1号(第3関係)

年 月 日

西東京市社会教育委員の会議傍聴届

西東京市社会教育委員の会議傍聴要領第3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け
ます。

記

住 所

氏 名

年 齢

電話番号

西東京市社会教育委員についての参考資料

1. 関係条例と規則等

- ①西東京市社会教育委員設置条例及び西東京市社会教育委員会議規則
- ②社会教育法(抄)(昭和24年6月10日法律第207号)

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

2. 報酬・活動状況等

- ①報酬：月額 29,000 円（学校長は除く）

②主な活動内容

- 月1回の定例会議のほか必要に応じて臨時会、小委員会等を開催
- ※前期の定例会議は第三月曜日の午後2時から4時、保谷庁舎会議室
- 各種研修会等への参加（年4回程度）

③主な審議事項（前任期）

- 調査活動（放課後子供教室）について
- 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第4ブロック研修会について
- 社会教育関係団体補助金について

④主な提言等

- 「西東京市における「放課後子供教室」のあり方について(提言)」平成23年12月
- 「社会教育施策の今後のあり方について(提言)」平成25年6月
- 今後の社会教育行政の運営体制について(提言)」平成26年12月

西東京市社会教育委員の会議活動報告(平成28年7月～平成29年6月)

日 付	会 議 関 係	日 付	研 修 関 係 等
平成28年 7月11日	定例会 ○社会教育関係団体に対する補助金について ○平成28年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会 第4ブロック研修会について ○今後の活動について	平成28年	
8月22日	定例会 ○平成28年度社会教育関係団体補助金について ○平成28年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会 第4ブロック研修会について ○今後の活動について		
9月26日	定例会 ○平成28年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会 第4ブロック研修会について ○今後の活動について		
10月17日	定例会 ○平成28年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会 第4ブロック研修会について ○今後の活動について	10月22日	都市社連協第4ブロック研修会(西東京市防災センター) ・テーマ:「市民がつくる共生社会～事例を通して考える～」 ・内 容:事例発表
		10月27日 ～28日	全国社会教育大会・関東甲信越静社会教育研究大会(千葉県千葉市) 大会スローガン:「千葉で語り合おう!未来を繋ぐ 人づくり・まちづくり」 研究主題「学び合い 支え合い 高め合う 社会教育の創造」
11月21日	定例会 ○今後の活動について	11月29日	都市社連協交流大会(八王子市学園都市センター) ・テーマ:「市民・地域とともに高めあう 学びのまち ～みんなが まなぶ いかす つながる～」
12月19日	定例会 ○今後の活動について		・内 容:各ブロック研修会報告及び講演会
平成29年		平成29年	
1月16日	定例会 ○今後の活動について		
2月20日	定例会 ○今後の活動について	3月3日	西東京市社会教育委員研修会(西東京市役所4階研修室) ・内容:「社会教育と循環型の子育て環境づくり」 ・講師:東洋大学教授 森田 明美
3月13日	定例会 ○平成28年度社会教育関係団体補助金について ○今後の活動について		
4月17日	定例会 ○今後の活動について		
5月15日	定例会 ○平成28年度社会教育関係団体補助金について ○調査活動について	4月22日	都市社連協定期総会・研修会(東京工科大学八王子キャンパス)
6月19日	定例会 ○活動のまとめについて		

[illegible]

西東京市社会教育委員の会議提言等一覧

1	平成13年11月6日	平成14年度社会教育関係予算編成について(要望書)
2	平成14年8月	「青少年の居場所」づくりについて(提言) ～完全学校週5日制をむかえた「青少年に関わる施策の実態調査」をとおして～
3	平成15年6月	社会教育における地域づくりへの提案 —老若男女の参画がすすめる生涯学習—
4	平成15年11月	社会教育施設等のあり方(有料化)について(提言)
5	平成16年4月	社会教育団体への補助金のあり方について(提言)
6	平成17年6月	西東京市教育委員会後援名義使用承認について(提言)
7	平成19年3月	社会教育施設のあり方について(提言)
8	平成21年1月	「西東京市菅平少年自然の家」のあり方について(提言)
9	平成23年6月	全員参加の地域づくりを目指して(提言)
10	平成23年12月	西東京市における「放課後子供教室」のあり方について(提言)
11	平成25年6月	社会教育施策の今後のあり方について(提言)
12	平成26年12月	今後の社会教育行政の運営体制について(提言)

平成 28 年度
西東京市公民館事業実績報告書

西東京市公民館

平成 29 年度 西東京市公民館

事業計画

柳沢公民館

田無公民館

芝久保公民館

谷戸公民館

ひばりが丘公民館

保谷駅前公民館



平成 28 年度

西 東 京 市 図 書 館 事 業 実 績 報 告 書

西 東 京 市 図 書 館

平成 29 年度図書館事業計画

1 基本的な考え方

西東京市図書館は、市民ひとりひとりが自ら学び、考え、成長し、決定し、自らの責任で行動するために必要とされる知識や情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関である。市民の成長を支援する機関であるために、時代に適合した品質の高いサービス提供に積極的に取り組み成長する図書館であり続ける。

2 目 標

- (1) 図書館は、市民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、市民の要望を把握するよう努めるとともに、地域の実情に即した運営に努める。
- (2) 市民要求の多様化と増大に応えられるよう資料の充実に努めるとともに、図書館施設と図書館職員・嘱託員の組織体制を十分に活用した図書館サービスを提供する。

3 指 針

本計画を図書館運営の指針とする。

4 事業評価

- (1) 社会経済情勢の変化、人口推移、市民要求等の状況を把握し、適切なサービスを行うため、業務分析、数値目標設定、事業評価（自己評価及び図書館協議会による二次評価）を実施する。
- (2) 評価の結果は、図書館ホームページ及び図書館だよりに公表する。

5 重点事業

- (1) 第3期子ども読書活動推進計画の推進
- (2) 図書館の運営体制の見直しの検討
- (3) 市民会館・中央図書館・田無公民館の合築複合化の検討

6 実施事業

「平成 29 年度実施事業」のとおり。